

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 藤 沼 千 春

小山市監査委員 小 川 一 久

小山市監査委員 山 野 井 孝

## 記

### 1. 監査対象

総務部	職員研修所		
市民生活部	小山東出張所	豊田出張所	
保健福祉部	網戸保育所	出井保育所	
教育委員会	小山第二小学校	大谷東小学校	間々田小学校
	寒川小学校	穂積小学校	萱橋小学校
	小山第三中学校	小山城南中学校	
	豊田公民館		

### 2. 監査期日

平成30年5月7日・10日・25日・28日

### 3. 監査の主眼点

あらかじめ提出を求めた平成29年度の資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

### 4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。

## 5. 意見・要望

今回の監査における意見及び要望は次のとおりである。

### 【保育所】

保育所に預けたいという保護者のニーズが高まるなか、良質な保育の提供をしているにも関わらず、公立保育所の中には希望者が少なく、定員を満たしていない施設がある。施設の老朽化なども一因であろうが、敬遠される最大の理由は保護者の送迎負担にあると思われる。

こうした公立保育所の入所率を高めるため、遠隔地の公立保育所への送迎負担を減らせるような送迎サービス等が出来ないか、民間活力の導入等も含め検討していただきたい。